

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令	法令の番号	平成15年政令第344号
許認可等の種類	林業経営改善計画変更の認定	根拠条項	第1条第2項
審査基準	<p>「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」第1条第2項、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について」（以下、次官通知」という。）第3の4、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」第2の4の規定による。</p> <p>変更の認定は「林業経営改善計画の認定」の審査基準による。</p> <p>審査基準は以下のとおりである。</p> <p>基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○林業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること ○林業経営改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成することが確実であること ○申請者が林業経営改善計画を達成するためには、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第五条第一項から第四項まで、第六条第一項第一号若しくは第二号又は第九条第一項に規定する資金の貸付けを受けることが必要であること。 <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 林業経営改善計画に記載された目標が、いずれをとっても県の基本構想で定める「林業経営の類型ごとの指標」と同水準以上であることが望ましい (2) 林業経営の改善に関する目標の達成が、林業経営の現状、経営規模、生産方式及び林業労働力の調達の実現性等からみて確実であると見込まれること (3) 森林法第5条の地域森林計画に即したものであること (4) 伐採、造林等の林業生産活動及び林道、作業道等の生産基盤の整備が適正かつ合理的に計画されていること (5) 所要資金の額及び調達方法が林業経営の改善を確実に遂行するために適切なものであること <p>なお、変更認定が必要な変更は次のとおり</p>		

ア 林業経営の改善に関する目標の変更

イ 次官通知第5の1に規定する林業基盤整備資金（造林）若しくは林業基盤整備資金（林道）、次官通知第6の2の(1)に規定する森林整備活性化資金又は次官通知第7の3に規定する木材産業等高度化推進資金を利用して行う事業に係る事業費総額の3割以上の変更

ウ 次官通知第5の1に規定する林業経営育成資金（森林取得）によって取得する森林の変更（次官通知第5の3に規定する林業経営育成資金（森林取得）の特例を受けようとする場合に限る。）

受付 機関	生産者支援課	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	標準処理期間 30日	目次 NO	11
						標準経由期間 日		